

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和12年12月31日まで)

秋本交企第65号 生企第231号
地第105号

令和2年4月22日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

高齢者安全・安心アドバイザー運用要綱の一部改正について（例規）

高齢者安全・安心アドバイザーの活動については、これまで「高齢者安全・安心アドバイザー運用要綱の一部改正について（例規）」（平成28年4月14日付け秋本交企第87号、生企第265号、地第128号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、この度、所要の整備を行い、別添「高齢者安全・安心アドバイザー運用要綱」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、本例規の施行に伴い廃止する。

別添

高齢者安全・安心アドバイザー運用要綱

第1 目的

この要綱は「秋田県警察一般職非常勤職員任用等取扱要綱の制定について(例規)」(令和2年3月31日付け秋本務第232号。以下「一般職非常勤職員任用等取扱要綱」という。)に定めるもののほか、高齢者安全・安心アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の任用、活動等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 アドバイザーの任用の内申

警察署長(以下「署長」という。)は、次に掲げる要件を満たし、アドバイザーとして適任と認めるときは、当該者の任用について、一般職非常勤職員任用等取扱要綱に規定する秋田県警察一般職非常勤職員任用(解任)内申書により、交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)を経由して警察本部長(以下「本部長」という。)に内申するものとする。

- 1 人格及び行動について地域の信望を有すること。
- 2 職務の遂行に必要な熱意及び責任感を有すること。
- 3 健康で活動力を有すること。
- 4 原則として当該警察署の管轄区域内(以下「管内」という。)に居住していること。

第3 任期

- 1 アドバイザーの任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 アドバイザーに欠員が生じた場合には、速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第4 アドバイザーの解任の内申

署長は、アドバイザーから解任の申出がなされたとき、又は疾病その他の事情によりアドバイザーとしての任務の遂行に支障があると認めるときは、当該アドバイザーの解任について、秋田県警察一般職非常勤職員任用(解任)内申書により、交通企画課長を経由して本部長に内申するものとする。

第5 教養等

アドバイザーに対する教養は、アドバイザーの活動を開始するまでの間に、警察本部又は配置された警察署において、必要な知識及び技術を修得させるための教養を行うほか、随時、教養及び指導を行うものとする。

第6 貸与品

- 1 アドバイザーに対しては、その身分を証明する高齢者安全・安心アドバイザー証及び活動服を貸与するものとする。
- 2 アドバイザーは、解任されたときは、高齢者安全・安心アドバイザー証及び活動服を返納するものとする。

第7 アドバイザーの遵守事項

アドバイザーは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 この要綱のほか、法令、条例その他関係規程に従うこと。
- 2 アドバイザーとして信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
- 3 在任中はもちろん、任期終了後においても、職務上知り得た秘密は漏らさないこと。

- 4 職務に専念すること。
- 5 政治的行為をしないこと。
- 6 署長の指揮監督に服すること。

第8 活動区域

- 1 アドバイザーは、配置された警察署の管内において活動するものとする。
- 2 署長は、高齢者世帯数等を考慮し、各アドバイザーの活動区域を指定するものとする。

第9 活動時間

アドバイザーの活動時間は、原則として午前8時30分から午後5時までの間で、1日4時間（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）、週20時間とする。

第10 活動の内容

アドバイザーが行う活動は、次のとおりとする。

- 1 高齢者宅訪問による交通安全指導及び防犯指導（以下「交通安全・防犯指導」という。）
- 2 各種会合等を活用した交通安全・防犯指導
- 3 広報啓発
- 4 支援協力

第11 高齢者宅訪問活動要領

高齢者宅訪問による交通安全・防犯指導は、次に掲げる要領により行うものとする。

- 1 アドバイザーは、1日につき5世帯以上の高齢者宅を訪問し、次の事項について指導するとともに、住民の意見・要望を聴取するものとする。ただし、署長が他の交通安全活動又は防犯活動に従事することを命じた場合は、この限りでない。
 - (1) 高齢者対象の交通事故及び各種犯罪の発生状況並びにその被害防止措置
 - (2) 交通事故及び各種犯罪被害に遭った場合の応急措置並びに緊急連絡の方法
 - (3) その他高齢者が安全で安心な生活を確保するために必要とする事項
- 2 管内において、高齢者が関与する重大交通事故又は各種犯罪被害が発生した場合は、再発防止のためその周辺の高齢者宅について、集中的かつ速やかに訪問指導を行うものとする。

第12 活動上の留意事項等

1 心構え

アドバイザーは、高齢者を交通事故及び各種犯罪から守るという使命感と熱意を持って活動するとともに、地域住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めなければならない。

2 身分証明書の携帯及び提示

アドバイザーは、活動中その身分を証明する高齢者安全・安心アドバイザー証を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 関係機関・団体との連携

アドバイザーは、平素から関係機関・団体等と連携し、高齢者の安全で安心な生活の推進を図るための各種ボランティア活動の支援を行うよう努めなければならない。

4 適切な市民応接

アドバイザーは、その活動に当たっては、端正な服装を心掛け言動に十分配慮するとともに、高齢者及び関係者の年齢、性別、立場等に応じた適切な市民応接に努めなければならない。

5 交番・駐在所への連絡

アドバイザーは、その活動に当たっては、あらかじめ最寄りの交番・駐在所に活動予定地を連絡して緊密な連携が図られるように努めるものとする。

6 活動報告

アドバイザーは、別に定めるところにより、その活動状況を署長に報告するものとする。